令和3年9月 22 日

各分野・部門
経理ご担当者　様

教育研究課長

不課税・非課税取引における消費税相当額の引去りについて（通知）

標記のことについて、事務局財務課の依頼に基づき、令和3年度より取扱いを変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1．背景および取扱変更内容

消費税の課税対象となる研究費を受領している場合、納税義務が生じております。通常は課税取引を通じて納税しますが、不課税・非課税取引（※1）または軽減税率適用取引（※2）を行った場合には別途納税を行う必要があります。（裏面参照）

令和2年度までは大学予算にて別途納税していましたが、消費税率引上げにより大学予算の財源確保が困難となったため、令和3年度より該当研究費より引去りし納税する取扱いへと変更させていただきます。

（※1）不課税・非課税取引の具体例：人件費（通勤手当除く）、海外企業との取引など
（※2）軽減税率適用取引の具体例：食糧費、新聞定期購読費など

2．対象となる研究費

受託研究費、治験費、共同研究費、受託事業費
※科研費、寄附金、助成金、補助金、教員研究費、院生研究費、学生実習費、特別研究奨励費は消費税の課税対象外

3．対象となる期間

毎年度4～12 月分の執行
（1～3月分については、引き続き大学費にて財源を確保）

4．納付相当額の計算方法

・納付相当額①＝不課税・非課税取引の支出額　×　消費税率（10％）
・納付相当額②＝軽減税率8％の支出額　/ 1.08　×　税率2％

5．引去りの方法

年2回、教育研究課にて各研究費から引去りさせていただきます。
（4～9月執行分の納付相当額を10月（中間決算時）に、10～12月執行分の納付相当額を2月に振替）
※各分野・部門においては基本的に引去りにあたり作業いただくことはございません。

6．依頼

上記の通り納付相当額を引去りさせていただくため、不課税・非課税取引を行った研究費については、**納付相当額を引去り時まで残しておいてください。**

＜納付相当額の確認方法（不課税・非課税取引の場合）＞
①財務システムで執行履歴を確認し、不課税・非課税取引を抽出。主に以下の支出が不課税・非課税取引に該当します。
《人件費（通勤手当除く）、海外旅費、海外雑誌への論文投稿料、海外の学会参加費（国内でも一部不課税の場合があります。）、その他海外企業との取引》

②不課税・非課税取引の合計額を算出し、「4．納付相当額の計算方法」により納付相当額を算出。
※人件費が財務システム未反映の場合は、概算額で計算をお願い致します。

８．　その他

本件は令和3年3月9日および令和3年9月14日の教授会にて報告済みの案件です。

９．　問い合わせ先

教育研究課の各財源担当者へお問い合わせください。

以上

教育研究課学術研究推進係
（内線8078）



